愛知県産業廃棄物税の今後のあり方について (報告)(案)

令和7年〇月〇日 愛知県環境審議会 廃棄物部会

はじめに

愛知県では、産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、最終処分場の設置促進、その他適正な処理の推進を図り、循環型社会の実現に資することを目的として、2005年に「愛知県産業廃棄物税条例」(2005年愛知県条例第7号。以下「条例」という。)を制定し、2006年4月から施行している。

この条例では、施行後5年を目途に産業廃棄物税の今後のあり方や有効な使途について検討することとなっており、「愛知県産業廃棄物税検討会議」(以下「検討会議」という。)が5年毎に開催され、2010年、2015年及び2020年の検討会議において、税導入の効果、使途、納税義務者の意識等を総合的に検討した結果、その枠組みを変えることなく、引き続き、施行していくことが適当であると報告された。

この報告を踏まえて、愛知県では2010年、2015年及び2020年に条例を改正し、税制度は変更しないものの、改正条例施行後5年を目途として、条例の施行状況を勘案し、条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずることが定められた。

このため、知事は、2025年1月に、前回の検討から5年後となる2026年4月1日 以降の産業廃棄物税の今後のあり方や有効な使途について愛知県環境審議会に諮問 した。

同審議会から付託を受けた同審議会廃棄物部会において、審議を行い、本報告をとりまとめた。

一 目 次 一

1 産	業廃棄物税制度
(1)	導入の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(2)	産業廃棄物税制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・1
(3)	課税の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2 産	業廃棄物税の税収等の状況並びに税収の使途
(1)	税収等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(2)	税収の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3 現	状分析
(1)	産業廃棄物税 <mark>制度</mark> 導入後の状況・・・・・・・・・・・・・7
ア	産業廃棄物の発生量等の状況・・・・・・・・・・・・・・ 7
1	産業廃棄物の種類別状況 ・・・・・・・・・・・・・・8
ウ	産業廃棄物の最終処分量と残存容量等の状況・・・・・・・・・9
エ	産業廃棄物に関する苦情の状況 ・・・・・・・・・・・・11
(2)	産業廃棄物税制度導入効果の検証(経済指標との比較)・・・・・・12
(3)	産業廃棄物税に関するアンケート調査結果・・・・・・・・・14
ア	産業廃棄物税制度の認知度・・・・・・・・・・・・・・15
1	産業廃棄物税制度の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
ウ	産業廃棄物税の負担に関する取扱・・・・・・・・・・・・17
エ	産業廃棄物の処理状況・・・・・・・・・・・・・・・18
オ	産業廃棄物税の税率・・・・・・・・・・・・・・・・19
カ	産業廃棄物税の活用施策・・・・・・・・・・・・・20
キ	産業廃棄物税制度の方向性・・・・・・・・・・・・・21
ク	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
(4)	産業廃棄物税に関するインターネット調査結果・・・・・・・・23
ア	産業廃棄物税を徴収する現状について・・・・・・・・・・23
イ	産業廃棄物税の使途・・・・・・・・・・・・・・・24
ウ	産業廃棄物税の継続の可否・・・・・・・・・・・・・24
4 今	後のあり方についての検討・・・・・・・・・・・・・・25
5 ま	とめ <u> </u>
(1)	産業廃棄物税 <mark>制度</mark> の今後のあり方・・・・・・・・・・・29
(2)	今後の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
資料	愛知県環境審議会廃棄物部会検討経過及び構成員名簿 ・・・・・・・31

1 産業廃棄物税制度

(1) 導入の経緯

2000 年4月に地方分権一括法が施行され、地方公共団体の課税自主権の尊重という観点から、新たに法定外目的税の制度が創設された。

愛知県では、製造品出荷額等が日本一という製造業を主とした活発な産業活動や都市基盤の整備に伴い、産業廃棄物が大量に発生している一方で、最終処分場の新規設置が進まないことから、県内の最終処分場の残存容量が逼迫している状況にあった。

このため、排出事業者による産業廃棄物の発生抑制と資源化への取組を推進することで最終処分量を減らすとともに、廃棄物を適正処理するための受け皿となる公共関与の最終処分場の整備、不法投棄や不適正処理の撲滅等への取組が喫緊の課題とされていた。

こうしたことから、課税自主権の拡大を活用することで、税制面から愛知県の 産業廃棄物に関する課題を解決するために、2005年に条例を制定した。

また、2006年には、法定外目的税の税収として、その使途の透明性を確保するとともに、複数年度にわたる計画的・効果的な施策を実施するため、産業廃棄物適正処理基金条例(2006年愛知県条例第2号。以下「基金条例」という。)を制定している。

(2) 産業廃棄物税制度の概要

2006 年4月に条例及び基金条例を施行し、産業廃棄物税制度の運用を開始した。

産業廃棄物税は、産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用(3R(リデュース・リユース・リサイクル))の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置促進、その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、課税することとしている。

また、産業廃棄物税の税収から徴税費(7%)を除いた額は、「産業廃棄物適 正処理基金」(以下「基金」という。)に積み立てを行い、各種施策のための事 業に充当することとしている。

(3) 課税の仕組み

産業廃棄物税制度における課税の仕組みは、図-1に示すとおりである。

○納税義務者

愛知県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

○課税標準及び税率

最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円 自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、1トンにつき500円

○徴収方式

最終処分業者(特別徴収義務者)が排出事業者又は中間処理業者から税を預かり、愛知県へ申告納入

自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、愛知県へ直接申告納付

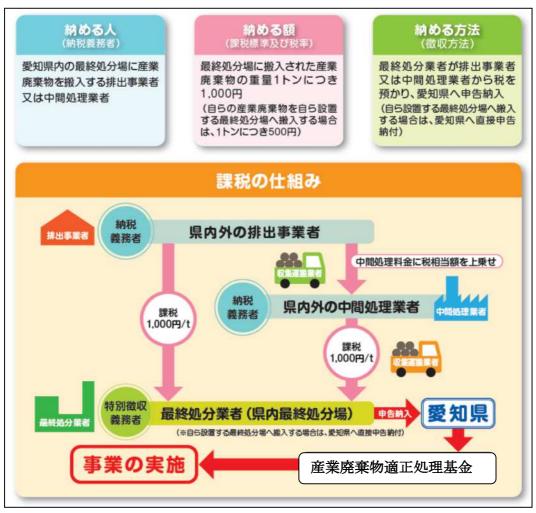


図-1 課税の仕組み

(資料) 環境局作成

2 産業廃棄物税の税収等の状況並びに税収の使途

(1)税収等の状況

産業廃棄物税制度が施行された 2006 年度から 2023 年度までにおける税収、税 充当事業額及び基金の推移は、表-1 に示すとおりである。

産業廃棄物税制度の導入後における税収額の推移は、表-1及び図-2に示すとおりであり、2006年度から 2023年度までの 18年間で約 102億5,300万円の税収があり、徴税費を除いた $\frac{5}{2}$ 95億5,800万円を基金に積み立てている。

税収の推移は、2010年度の約7億5,300万円をピークに、その後増減はあるものの、長期的に見て減少傾向にある。

税充当事業額は、2006 年度から 2023 年度までの 18 年間で、3 Rの促進に約 45 億 5,400 万円、最終処分場の設置促進に約 17 億 7,200 万円、適正処理の推進 に約 16 億 6,900 万円の合計約 79 億 9,400 万円を充当している。

2023 年度末現在の繰越額は約15億6,400万円となっている。

繰越金は「産業廃棄物適正処理基金」として繰り入れられ、今後、最終処分場の設置促進等に充当されていく。

表-1 税収、税充当事業額及び基金の推移

(単位:億円)

年 度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
税収	5. 18	5. 15	6. 44	5. 26	7. 53	7.04	5.83	5. 78	5.96	6.03
基金積立相当額	^{注 1} 4.82	4.81	6.04	4. 96	7. 02	6.56	5. 43	5. 38	5. 27	5. 55
税充当事業額	2. 29	2. 17	1.84	13. 04	2. 37	3. 67	5. 48	6. 30	5. 12	5. 29
3Rの促進	1. 46	1. 22	1.00	1. 75	0.72	2. 93	2. 44	2.71	3. 30	3. 16
最終処分場の設置促む	0.01	0.01	0.01	10. 42	0. 17	0.00	2. 23	2. 70	0. 97	1. 17
適正処理の推進	€ 0.82	0. 94	0.83	0.87	1. 47	0.74	0.81	0.89	0.85	0.96
繰越額	2. 53	5. 17	9.37	1. 28	5. 93	8.82	8. 78	7.86	8.01	8. 26

年 度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	計
税収	6.05	5. 29	5. 57	5. 55	4. 49	4.89	6. 26	4. 24	102.53
基金積立相当額 注1	5. 61	5. 26	4. 93	5. 26	4. 36	3. 95	6. 45	3. 95	95. 58
税充当事業額	4.60	4. 18	3. 93	3. 52	4. 12	4. 17	3. 76	4. 08	79. 94
3Rの促進	3. 57	3. 21	2. 93	2.64	3. 13	3. 29	2.87	3. 20	45. 54
最終処分場の設置促進	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	17. 72
適正処理の推進	1.03	0.97	1.00	0.87	0. 99	0.88	0.89	0.88	16.69
繰越額	9. 27	10.35	11. 35	13. 09	13. 33	13. 10	15. 77	15. 64	

注1:「基金積立相当額」は、税収-徴税費(7%)+基金運用利息である。

注2:四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

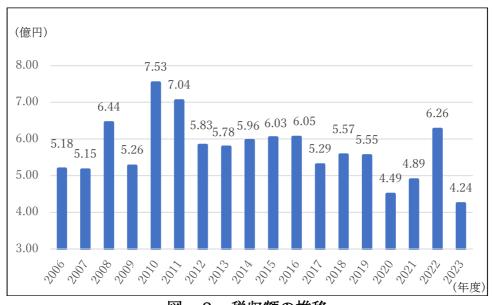


図-2 税収額の推移

(資料)環境局調べ

(2)税収の使途

産業廃棄物税制度における税収の使途(2006年度から2023年度まで)は、図-3に示すとおりであり、各種の事業に税収を充当している。

なお、主な産業廃棄物税充当事業の概要・成果は別表のとおり。



図-3 税収の使途 (2006年度から 2023年度まで)

(資料) 環境局作成

主 な 産 業 廃 棄 物 税 充 当 事 業 の 概 要・成 果 [18年間(2006~2023年度)の決算額]

ア 産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用(3R)の促進 [45億5,360万円]

主な事業名	具体的な施策・取組等の概要	事業の成果等
1 あいちサーキュラーエコノミー推	進プラン推進事業費 [6 億 9,012 万 3 千円]	
①あいち資源循環推進センターの 運営 (2006 年度~) ②循環ビジネス創出会議の実施	県庁西庁舎7階の産・学・行政の連携協働拠点となる「あいち資源循環推進センター」に循環ビジネス創出コーディネーターを2006年度に配置し、各種相談や技術指導を行うとともに、県の支援事業を紹介し、循環ビジネスの「発掘・創出」から「事業化」及び「事業継続」までの進捗段階に応じた支援を実施。 先導的で効果的な循環ビジネスの「発掘・創出」を進める情報提供及び情報交換の場として、2006	までの間で延べ 5,134 件であり、いくつかの事例でコーディネーターの支援が事業 化に寄与。
(2006 年度~)	年度から「循環ビジネス創出会議」を年5回程度開催し、有識者、経営者、技術者等によるセミナーや県内企業の先導的な取り組みを紹介する現地見学会、循環ビジネスの専門家やコーディネーターからなるアドバイザーに直接相談しその場で助言が得られる対話方式の相談会を実施。	
③あいち環境塾の実施 (2008 年度~)	企業や大学、行政など各分野で活躍する持続可能な地域づくりのリーダーを育成するため、県内 企業・団体等に所属する社会人を対象に 2008 年度から開講している。	あいち環境塾の開講から 2023 年度までの間に卒塾生は延べ 332 名に達している。
④愛知環境賞の実施 (2006 年度~)	資源循環や環境負荷の低減を目的とした、先駆的で効果的な<技術・事業>、<活動・教育>の 事例を表彰し一般に広く紹介する「愛知環境賞」を 2004 年度から実施。(税充当は 2006 年度から)	
⑤あいち環境ビジネス発信事業の 実施	循環ビジネスの普及・促進を図るため、2012 年度から名古屋、東京地域等で開催される大型展示会に愛知県ブースを確保し、自社で開発した3R製品や資源循環・省エネ等の優れた環境技術を	博などの循環ビジネスの普及・促進を図る大型展示会への出展を支援。2012 年度か
(2012 年度~) ⑥資源循環情報システムの運用 (2007 年度~)	有する県内企業等に広報・宣伝及びビジネス拡大の機会を提供している。 廃棄物排出事業者と循環技術保有事業者をインターネット上で簡単に検索でき、両者の橋渡し を支援する「資源循環情報データベース」、愛知県における資源の消費量、廃棄物の発生量、循環 利用量等を分かりやすく表示する「物質フロー解析システム」、小学生向け資源循環学習クイズや ゲーム、質問コーナーで構成される「ゴミキチ・パコロ劇場」等を 2007 年度から運用。	万件になっており、資源循環に関する情報発信に寄与。
2 サーキュラーエコノミーモデル 事業化推進費 [1,363 万 2 千円) (2022 年度~)	7 (30.7) 1.00,12 (3.10)	2023年1月に7つのPTを立ち上げ、2023年度は、PTごとに事業計画について議論すると共にビジョンを策定した。 2024年度からは、ビジョンに掲げた施策や取組について参画事業者が連携し、具体的な検討や実証事業等を進めており、2026年度を目途に事業化を目指している。PTの参画事業者は、2024年3月現在66事業者、延べ88業者となっている。(参考:2025年8月末現在、68事業者、延べ85事業者)
3 循環型社会形成推進事業費補助金 [34億4,896万1千円] (2006年度~)	廃棄物のリデュース・リサイクルや資源の地域内循環を推進するため、2006 年度から先導的・効果的な機能を持つリサイクル関係施設などの施設の整備や循環ビジネスの事業化検討に要する経費の一部を補助。	2006 年度から 2023 年度までの間に、施設整備に対して 141 件、循環ビジネス事業化検討に対して 147 件の補助金を交付。施設整備補助は、補助事業者の収益源の構築に資するものとなっており、また、事業化検討補助は、補助事業者による循環ビジネスの開拓を推進するものとなっている。

イ 産業廃棄物の最終処分場の設置の促進 [17億7,201万4千円]

主な事業名	具体的な施策・取組等の概要	事業の成果等
1 地域交流施設 (仮称) 整備費補 助金 [7 億 600 万円] (2012 年度~2015 年度)	衣浦港3号地廃棄物最終処分場の設置受入れに伴い、地元自治体からの要望である施設整備事業(地元自治体が2012年度から2015年度までの4か年計画で整備した「地域交流センター」(地元住民の憩いの場となる公園、集会施設等))の整備費の約6割を補助	が整備され、そのことを対外的に示すことにより、最終処分場の設置促進に
	した。	(一部供用:2014年4月、2015年4月 全施設供用:2016年4月)
2 港湾改良費 [10 億 2, 525 万 8 千円] (2009 年度)	衣浦港3号地廃棄物最終処分場の設置受入れに伴い、地元自治体からの要望である処分場周辺の臨港道路を整備した。	産業廃棄物税により地元自治体の要望である臨港道路が整備され、そのことを対外的に示すことにより、最終処分場の設置促進に対する地元住民等の理解が深まったと考えられる。

ウ 産業廃棄物の適正な処理に関する施策 [16億6,866万1千円]

主な事業名	具体的な施策・取組等の概要	事業の成果等
1 産業廃棄物適正処理対策事業 費 [10 億 2,743 万 5 千円] (2006 年度~)	不法投棄等監視特別機動班による徹底的な監視・指導を実施するとともに、6月及び11月の適正処理指導強化月間には一斉に立入指導を行っている。さらには、3県1市合同の路上検査、ヘリコプターを利用した上空からの監視パトロール、民間委託による平日夜間・休日昼夜の監視、分析機器の整備等を実施している。	の強化が図られた。
2 市町村産業廃棄物適正処理推 進事業費補助金 [4億5,000万円] (2006年度~)	政令5市(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市)が実施する産業廃棄物の不法投棄等の監視・指導業務、その他の産業廃棄物適正処理推進事業に対し、補助金を交付する。	・産業廃棄物関係施設等監視業務

3 現状分析

(1) 産業廃棄物税<mark>制度</mark>導入後の状況

ア 産業廃棄物の発生量等の状況

産業廃棄物の発生量、排出量、再生利用量、再生利用率(※1)、出口側の循環利用率(※2)及び最終処分量の推移は、図-4及び図-5に示すとおりである。

2022 年度の発生量は 19,018 千トン、排出量は 15,111 千トンで、産業廃棄物税制度が導入される前の 2005 年度に比べ、発生量は 11.9%減少し、排出量は 1.3%増加している。再生利用量は、2022 年度が 10,459 千トンで、2005 年度に比べ 18.6%増加し、最終処分量は 2022 年度が 996 千トンで、2005 年度に比べ 26.8%減少している。また、再生利用率は、2005 年度は 59.2%であったが、その後増減を繰り返し、近年は約 70%で推移している。なお、2019 年度以降に把握を開始した出口側の循環利用率は、約 70%で推移している。

※1:「再生利用量」を「排出量」で除した数値

※2:「再生利用量+金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量-動物のふん尿の直接再生利用量」を「排出量」で除した数値



図-4 産業廃棄物の発生量と排出量の推移

(資料)環境局調べ



図-5 産業廃棄物の再生利用量・再生利用率・出口側の循環利用率・最終処分量の推移

(資料)環境局調べ

イ 産業廃棄物の種類別状況

産業廃棄物の種類別処理状況は、図—6に示すとおりである。2022年度では、 発生量の多い鉱さい、がれき類、金属くずは、ほとんどが資源化されている一方 で、汚泥、動物のふん尿の資源化率は50%を下回っている。

また、2022 年度の廃プラスチック類や燃え殻の資源化率は、2005 年度に比べ、 上昇しているものの、約70%程度となっている。



☑減量化率 □資源化率 □埋立処分率

注1:発生量(千トン)を示す。

2:数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

図-6 産業廃棄物の種類別処理状況

ウ 産業廃棄物の最終処分量と残存容量等の状況

産業廃棄物の最終処分量と残存容量等の推移は、図-7に示すとおりである。 2022年度末現在の産業廃棄物最終処分場の残存容量は、8,509.7千㎡であり、 その内訳は、遮断型最終処分場が3.2千㎡、安定型最終処分場が392.6千㎡、 管理型最終処分場が8,113.9千㎡である。

2005年度末と比較すると、施設数では45施設減少したが、2010年度の衣浦港3号地最終処分場の供用開始や2021年度の民間自社処分場の新設等に伴い、 残存容量は増加している(表-2及び表-3参照)。

県内での最終処分量は 2022 年度で 684 千トンであり、2022 年度末現在の最終処分場の残存容量 8,509.7 千㎡をもとに単純計算すると、最終処分場の残余年数は約 12.4 年と試算される。

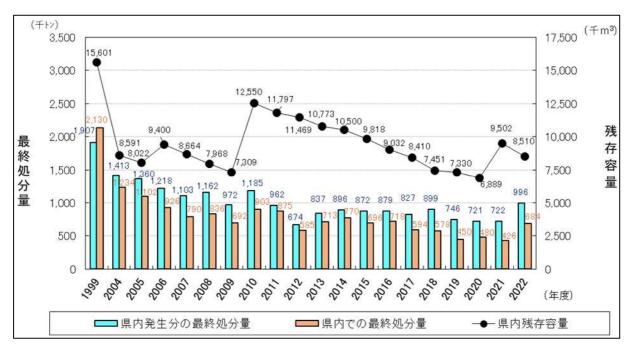


図-7 産業廃棄物の最終処分量と残存容量等の推移

(資料)環境局調べ

県内の公共関与最終処分場は、衣浦港3号地廃棄物最終処分場(武豊町)(以下、「衣浦港3号地処分場」という。)及び御船廃棄物最終処分場(豊田市)(以下、「御船処分場)という。)の2施設あるが、残余率が少なくなっており、搬入抑制等の対策を行っている(表-4参照)。

また、近年、最終処分場の新設は、近隣住民の理解が得られにくいことなどから困難な状況にあり、自社処分場を除く民間の最終処分場は、10年以上新設されていない。こうしたことを背景として、県内の経済団体等から愛知県に対し、公共関与による新たな最終処分場の整備について要望されている。

最終処分場の安定的な確保は、愛知県が持続的に発展していくために必要不可欠である一方、その設置には長期間を要することから、計画的に進める必要がある。

表-2 最終処分場の設置状況(2005年度末現在)

(残存容量の単位: 千m³)

		自社如	L.分場	自社処分	分場以外	合	計
愛知	印県全域 施設数 残存容量		施設数	施設数 残存容量		残存容量	
	遮断型	1	0. 1	4	11.9	5	12.0
	安定型	3	2.5	50	586.6	53	589. 0
	管理型	20	2, 378. 2	55	5, 042. 5	75	7, 420. 7
	合計	24	2, 380. 7	109	5, 641. 0	133	8, 021. 7

表-3 最終処分場の設置状況(2022年度末現在)

(残存容量の単位: 千m³)

		自社如	D.分場	自社処分	分場以外	合 計		
愛知	印県全域	施設数	残存容量	施設数	残存容量	施設数	残存容量	
	遮断型	1	0.0	4	3. 2	5	3. 2	
	安定型	2	0.0	24	392.6	26	392. 6	
	管理型	15	3, 174. 4	42	4, 939. 4	57	8, 113. 9	
	合計	18	3, 174. 4	70	5, 335. 2	88	8, 509. 7	

注:数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

表-4 公共関与最終処分場(管理型)の残存容量状況(2024年度末現在)

処分場	事業者	残余率	埋立計画期間	搬入抑制開始年度
衣浦港3号地 処分場	(公財) 愛知臨海環境 整備センター	30.7%	2033年4月	2024 年度
御船処分場	(公財) 豊田加茂環境 整備公社	14.9%	2035年3月	2018 年度

エ 産業廃棄物に関する苦情の状況

産業廃棄物に関する苦情件数は、表-5及び図-8に示すとおりである。 県に寄せられた苦情件数は 2005 年度に 277 件であったが、その後は減少傾向にあり、2023 年度は 92 件となっている。

表一5 産業廃棄物に関する苦情件数

(単位:件)

									(1 1=	<u> - 11/</u>
	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
野焼き	78	52	34	53	38	49	30	25	26	30
不法投棄	59	35	35	46	36	40	21	36	39	36
不適正保管	74	56	42	43	34	53	55	58	64	50
その他	66	72	105	71	74	52	80	73	100	76
合計	277	215	216	213	182	194	186	192	229	192

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
野焼き	20	8	8	14	21	24	13	19	13
不法投棄	25	15	21	34	42	22	19	33	22
不適正保管	36	13	15	61	106	72	57	58	27
その他	63	30	34	58	43	36	33	36	30
合計	144	66	78	167	212	154	122	146	92

(注) 名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く(2020年度以前)、 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市を除く(2021年度以降)。 「その他」は、施設の維持管理不良等。



図-8 産業廃棄物に関する苦情件数

(2) 産業廃棄物税制度導入効果の検証(経済指標との比較)

愛知県の産業廃棄物税制度導入の効果を検証するため、愛知県における産業廃棄物の発生量等の推移について、経済指標(製造品出荷額等)の推移と比較検討を行った。

なお、比較に当たっては、産業廃棄物税制度が導入される前年度(2005年度) を100とした指数により行った。

産業廃棄物の発生量及び排出量と製造品出荷額等の推移については図-9に、再生利用量、再生利用率、出口側の循環利用率及び最終処分量と製造品出荷額等の推移については図-10に示すとおりである。

なお、「製造品出荷額等」は、愛知県統計年鑑(2024年度刊)の用語解説によれば、1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程から出たくず・廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税等の内国消費税額を含んだ額をいう。

図-9及び図-10 によると、製造品出荷額等は、2008 年度の世界的な経済低迷や、2010 年度の東日本大震災、2019 年度以降の新型コロナウイルスの影響等による経済活動の停滞に伴い減少の局面が見られるものの、長期的には増加傾向が見られる。一方、産業廃棄物の発生量、排出量、再生利用量は、経済指標に比べ、増減の時期や幅に差はあるものの、概ね、製造品出荷額等と同様な動きが見られる。

これに対し、最終処分量は、直近では 2022 年度に前年度より増加が見られる ものの、経済指標が回復基調においても減少する時期がある等、産業廃棄物税制 度導入以降、長期的に見て緩やかな減少傾向にある。

なお、再生利用率は、税制度開始以降、上昇傾向となり、2014 年度に 74.0% を示したが、その後は緩やかに減少し、近年は横ばいとなっている。

以上のことから、最終処分量については、経済動向以外の要因による減少も大きいことが考えられ、その要因として、事業者の排出抑制やリサイクル意識の向上とともに、産業廃棄物税を活用したリサイクル設備導入等の3Rを促進する施策による直接的な最終処分量の削減や、産業廃棄物税がもたらす最終処分量削減効果などが影響していると推察される。

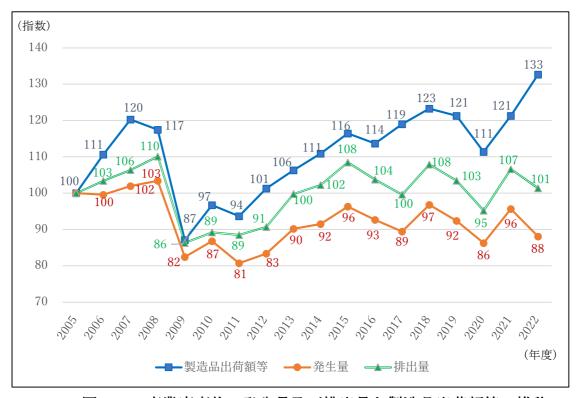


図-9 産業廃棄物の発生量及び排出量と製造品出荷額等の推移 (資料) 環境局調べ

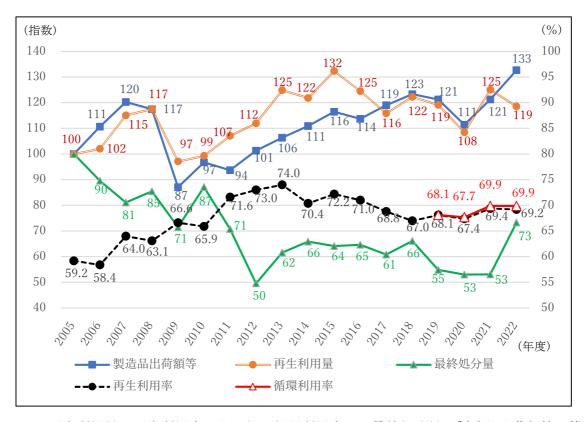


図-10 再生利用量、再生利用率、出口側の循環利用率及び最終処分量と製造品出荷額等の推移 (資料)環境局調べ

(3) 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果

産業廃棄物税制度の見直しに当たっては、現行税制度の周知度や税の活用施策についての意向等を把握するため、納税義務者である排出事業者(年間1,000トン以上の多量排出事業者)、中間処理業者、最終処分業者及び最終処分場設置者(処分業者を除く)の計1,684件を対象に産業廃棄物税に関するアンケート調査(2024年9月調査。以下「アンケート調査」という。)を実施した。

アンケート調査の回答状況は、図-11 に示すとおりであり、812 件の回答(回収率 48.2%)を得た。アンケート回答業者の主な内訳は、排出事業者 62.7%(509件)、中間処理業者 34.9%(283 件)、最終処分業者 1.7%(14 件)、最終処分場設置者 0.7%(6 件)となっている。

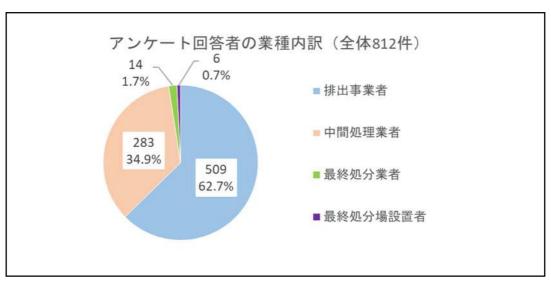


図-11 回答者の業種内訳

ア 産業廃棄物税制度の認知度

産業廃棄物税制度の認知度については、図-12 に示すとおりであり、「知っている」が 71.2% (578 件) であった。

業種間の比較では、排出事業者における認知度がやや低い傾向にある。

なお、前回調査(2019年11月調査)との比較では、排出事業者及び中間処理業者における認知度がやや低下している。

[2019年11月調查]全体:78.7%、排出事業者:74.4%、中間処理業者84.8%

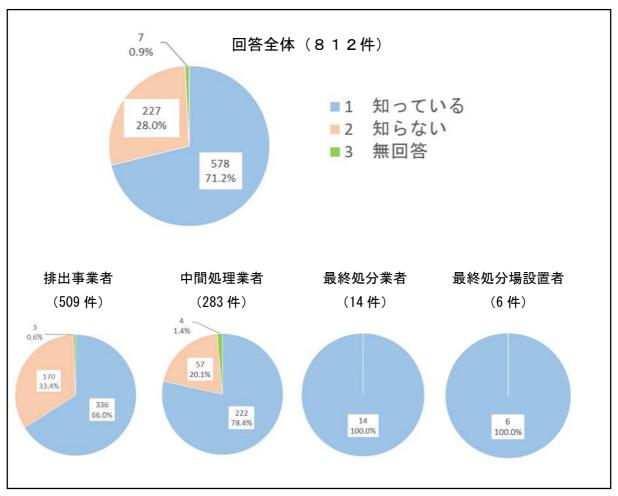
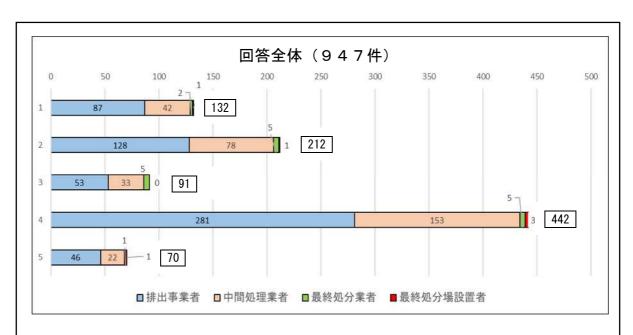


図-12 産業廃棄物税制度の認知度

イ 産業廃棄物税制度の効果

産業廃棄物税制度の効果については、図-13に示すとおりであり、効果があったと回答した中では、「発生量・排出量の抑制」が 132 件、「再利用、再生利用の促進」が 212 件で、3 Rの促進につながったとした回答が延べ 344 件となった。「最終処分量の削減」も 91 件の回答があった。なお、全体では「わからない」との回答が最も多く、442 件(46.7%)となっている。また、「その他」との回答が 70 件となっている。



- (注)質問は「税制度導入により貴社において廃棄物処理にどのような効果があったか」。 (複数選択可)
- (1) 産業廃棄物の発生量抑制や減量化による排出量抑制につながった。
- (2) 再利用、再生利用の促進につながった。
- (3) 最終処分量の削減につながった。
- (4) わからない。
- (5) その他

図-13 産業廃棄物税制度の効果

ウ 産業廃棄物税の負担に関する取扱

産業廃棄物税の負担に関する取扱については、図-14に示すとおりであり、「処理料金に税相当分を含めて支払って(徴収して)おり、契約書や請求書で税相当分を把握(明示)している」との回答が18.2%(147件)で、「処理料金に税相当分を含めて支払って(徴収して)いるが、契約書や請求書で税相当分を把握(明示)していない」との回答が47.0%(379件)であった。

また、「全量リサイクルしているため、産業廃棄物税を支払って(徴収して)いない。」との回答が全体の 26.1%(210 件)であり、中間処理業者においては 42.0%であった。

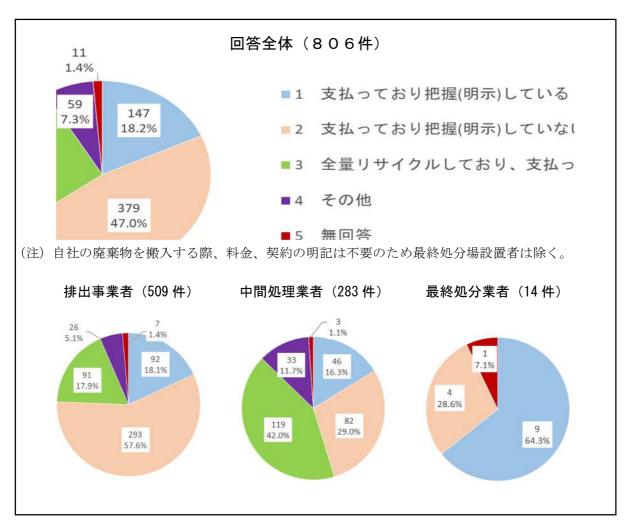


図-14 産業廃棄物税の負担に関する取扱

エ 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物の処理状況(排出事業者、中間処理業者及び最終処分場設置者)については、図-15に示すとおりであり、県外では一切処理していないと回答したのは 34.7% (277 件)、県外で一部または全部を処理していると回答したのは 62.1% (495 件) であった。

県外処理の理由は、「県内に適切に処理できる業者なし」との回答が全体の41.2%(329件)となっており、税が上乗せされることを理由に県外で処理するとした回答はほとんど無かった(0.8%(6件))。

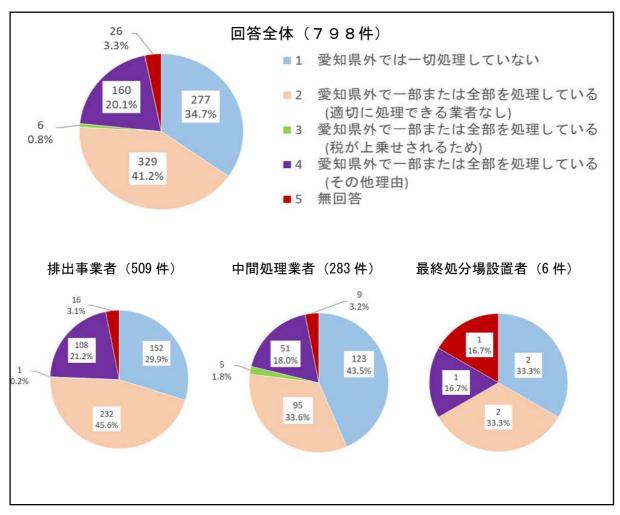


図-15 産業廃棄物の処理状況(排出事業者、中間処理業者及び最終処分場設置者)

オ 産業廃棄物税の税率

現在の産業廃棄物税の税率については、図-16 に示すとおりであり、「妥当な税率である」との回答が 39.3% (319 件) であった。「複数の税率は設けず、一律 1,000 円/トンが妥当である」との回答は 9.6% (78 件)、「自らが設置する最終処分場への搬入は課税免除が妥当である」との回答は 4.7% (38 件)、税率を「高い」と回答したのが 2.6% (21 件)、「低い」と回答したのが 0.2% (2件) であった。

また、「わからない」との回答が 39.2% (318 件) と二番目に多く、その他 に無回答が 4.4% (36 件) となっている。

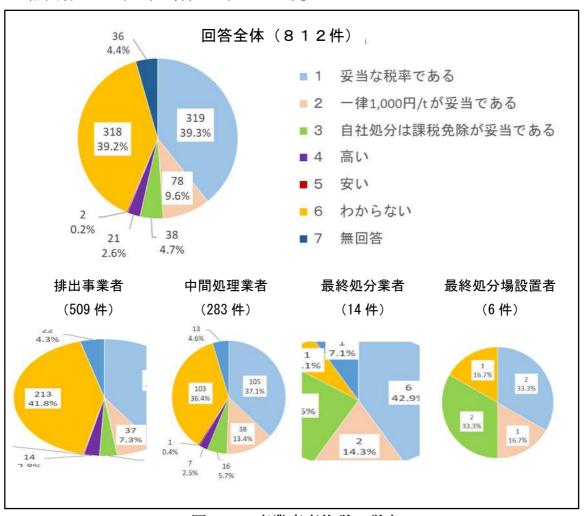


図-16 産業廃棄物税の税率

カ 産業廃棄物税の活用施策

今後最も積極的に進めるべき産業廃棄物税の活用施策については、図-17 に示すとおりであり、「発生抑制・再使用及び再利用の促進」との回答が 48.2% (391 件) で最も多く、次に「最終処分場の設置促進」との回答が 23.8% (193 件)、「適正な処理の推進」との回答が 22.5% (183 件)の順であり、現状の 3 つの使途で 94.5% (767 件)を占めることとなった。また、「その他」の回答が 4.1% (33 件)、無回答は 1.5% (12 件)であった。

排出事業者では「発生抑制・再使用及び再利用の促進」とした割合が他業種より多くなっており、最終処分業者では「最終処分場の設置促進」とした割合が多くなっている。

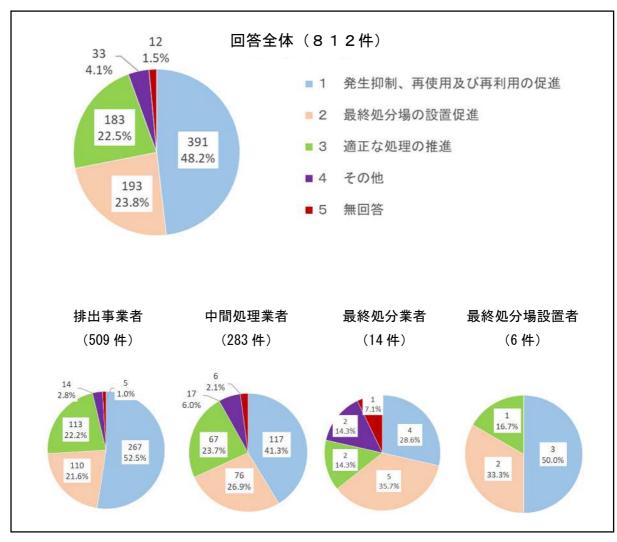


図-17 産業廃棄物税の活用施策

キ 産業廃棄物税制度の方向性

今後の産業廃棄物税制度の方向性については、図-18 に示すとおりであり、「現行のまま継続」との回答が 85.2% (692 件)、「一部制度を見直した上で継続」との回答が 6.7% (54 件) で、合わせると 91.9% (746 件) が税制度継続に肯定的であった。また、「その他」の回答が 6.8% (55 件)、無回答は 1.4% (11 件) であった。

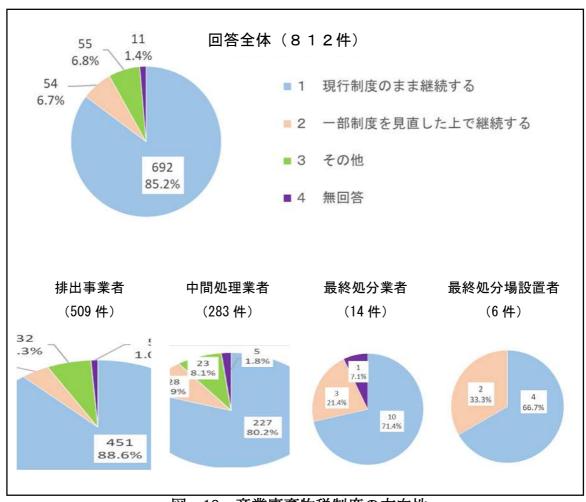


図-18 産業廃棄物税制度の方向性

ク その他

税制度の周知、税の使途、不適正処理対策、最終処分場の設置促進等、様々な意見が寄せられた。

表-6 その他産業廃棄物税制度関係の意見の例

区分	主な意見		
税制度の周知	処分関係者だけでなく元の排出事業者へのリデュース、リ		
	ースを促す訴求があまりなく PR していく必要性を感じる。		
税の使途	税を活用してリサイクル技術がより開発されることを望む。		
不適正処理対策	廃棄物になる製品を作っておられる製造する企業にご負担		
	して頂くべきである。公正に廃棄物が処理される環境の整備		
	を望む。		
最終処分場の 愛知県内の最終処分場が少なく県外(遠方への処分)			
設置促進	なっている。脱炭素の面からもリサイクルの促進、処分場の		
	設置推進をお願いしたい。		

以上のとおり、産業廃棄物税に関するアンケート調査結果から、税制度そのものについて、排出事業者の認知度が低い傾向にあるものの、現行の産業廃棄物税制度については、概ね定着・支持されているがことが分かった。

(4) 環境に関するインターネット調査結果

愛知県内居住の 18 歳以上の男女を対象にインターネットによる調査を実施した (2024年10月調査)。インターネット調査会社に登録されているモニター会員による調査で 500人を対象に、環境に関するインターネット調査(環境に関する県民の意識調査)の一環として実施した。

回答者の属性(性別、年代)を示したグラフは図-19に示すとおり。回答者の男女別内訳は、男性 49.6% (248 人)、女性 50.4% (252 人)となっており、年代別内訳は、 $10\sim20$ 代 15.4% (77 人)、30 代 13.6% (68 人)、40 代 16.6% (83 人)、50 代 17.4% (87 人)、60 代以上 37.0% (185 人)となっている。

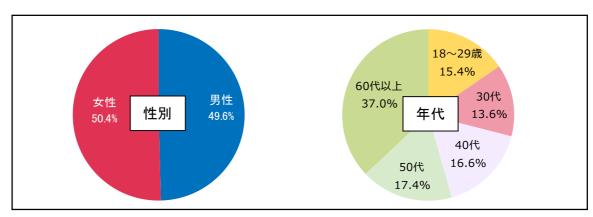


図-19 回答者の属性(性別、年代)

ア 産業廃棄物税を徴収する現状について

産業廃棄物の3Rの促進等のため、産業廃棄物税を徴収することについては、 図-20 に示すとおりであり、「徴収するべきである」との回答が36.0% (180人)、「わからない」との回答が39.8% (199人)、「徴収するべきでない」との回答が24.2% (121人) で、約3分の1が現状を肯定する結果となった。

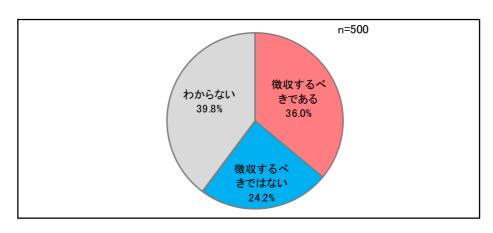


図-20 産業廃棄物税を徴収する現状について

イ 産業廃棄物税の使途

産業廃棄物税の使途として、どのような用途に重点的に使われるべきかについては、図-21 に示すとおりであり、「産業廃棄物の適正処理の推進」との回答が 45.6% (228人) で最も多く、続いて「産業廃棄物の3 Rの促進」との回答が 28.6% (143人)、「産業廃棄物の最終処分場の設置の促進」との回答が 23.6% (118人)、「その他」との回答が 2.2% (11人) の順となっている。

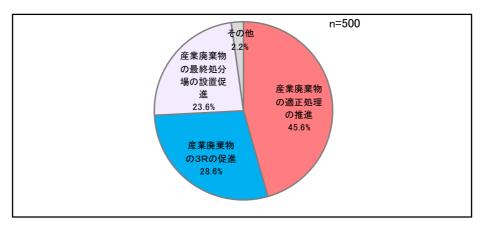


図-21 産業廃棄物税の使途

ウ 産業廃棄物税の継続の可否

産業廃棄物税を今後も継続してもよいと思うかについては、図-22 に示すとおりであり、「継続してもよい」との回答が 43.0% (215 人)、「わからない」との回答が 36.2% (181 人)、「継続しない方がよい」との回答が 20.8% (104 人)で、「継続してもよい」の意見が最も多い結果となった。

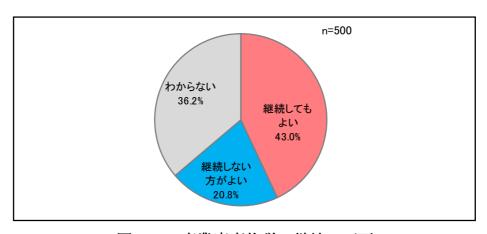


図-22 産業廃棄物税の継続の可否

以上のとおり、県民を対象とした環境に関するインターネット調査結果から、産業廃棄物税の徴収に明確な意見を持っていない人が比較的多いものの、税制度の継続は一定の理解を得られている傾向にあることが分かった。

4 今後のあり方についての検討

愛知県における産業廃棄物税制度導入後の産業廃棄物の状況、産業廃棄物税制度 導入効果の検証、産業廃棄物税に関するアンケート調査結果等の現状分析を踏まえ、 「①制度概要」、「②税制度の周知及び効果」及び、「③使途」の項目毎の見直しの必要 性、今後の課題等、産業廃棄物税制度の今後のあり方について検討した内容は、表一 7に示すとおりである。

表-7 産業廃棄物税制度の今後のあり方についての検討結果

表一	7 産業廃棄物税 <mark>制度</mark> の今後のあり方についての検討結果		
検討項目	検討結果		
①制度概要的率况等	 ○ 産業廃棄物税は、産業廃棄物の3Rの促進、最終処分場の設置促進、適正処理の推進を図り、産業廃棄物の排出抑制、最終処分量の削減など、循環型社会の実現に資することを目的としている。 ○ 県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する事業者(排出事業者又は中間処理業者)が納税義務者となっており、税率は、納税義務者の負担度合や既に税制度を導入している他道府県との均衡等を総合的に勘案した結果、1,000円/トンと設定している(自ら設置する最終処分場への搬入は、500円/トン)。 ○ 税収は経済動向等の影響を受けやすく、年度によりばらつきがあるものの、計画的に事業実施できるよう、各種施策に充当している。 ○ 最終処分量は長期的には減少傾向にある一方で、再生利用率は、近年、約70%で推移している。 ○ 最終処分量は長期的には減少傾向にある一方で、再生利用率は、近年、約70%で推移している。 ○ 東税の仕組みに関して、適正な申告納入が行われているかの税務調査による確認が行われており、これまで訴訟等のトラブルは発生していない。 ○ また、不法投棄等の不適正処理による徴収漏れが生じないよう、事業者への指導・監視等が行われており、特に大きな問題は生じていない。 ○ 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果では、85.2%が現行の税制度継続との回答であった。 〈課題〉 ○ 再生利用率は近年、横ばいとなっている。 〈課題〉 ○ 再生利用率は近年、横ばいとなっている。 〈課題〉 ○ 本質別の資源化率を見ると、金属くず、鉱さい、がれき類などが90%を超える一方で、廃プラスチック類、燃え殻は約70%であり、汚泥は50%を下回っている。 ◇ 3Rの進展や公共関与最終処分場の搬入抑制などによる最終処分量の減少に伴い、税収減が見込まれる。 		

<今後のあり方>

- ② 現行制度は、2006 年度の開始から 19 年が経過し、事業者にも概ね理解が得られており、制度は定着している。さらなる再生利用量の増加や最終処分量の削減を目指すとともに、最終処分場を安定的に確保する必要性を考慮した上で、循環型社会の形成を一層推進する必要がある。また、税率については、他自治体の状況も考慮する必要がある。こうした状況を踏まえ、現行制度は継続して実施することが適当である。
- ◎ ただし、税率については、最終処分量の減少による税収減や最終処分場の立地困難性、再生利用率のさらなる向上を図ること等を考慮し、将来的には、必要に応じ、税率を上げることの見直しも検討する必要がある。

検討項目	検討結果		
②税制度 (制度概方式) の 及び効果	〈現状分析〉 ○ 産業廃棄物税に関するアンケート調査では、税制度を知っているのは71.2%であった。前回調査時は78.7%であり、排出事業者及び中間処理業者における認知度がやや低下している。 ○ また、産業廃棄物税の支払い、徴収の際に、税相当分を把握、明示していない事業者が47.0%であった。 ○ なお、税制度の効果について、「わからない」との回答が46.7%あった。 ○ 最終処分量は長期的には減少傾向にある一方で、再生利用率は近年、約70%で推移している。(再掲) 〈課題〉 ◇ 産業廃棄物税に関するアンケート調査では、現行の税制度は概ね認知されているものの、税の徴収段階で、中間処理業者において税相当額の明示が困難な場合(県外で最終処分(一部、全量)している、再生利用している等)には、排出事業者が納税を実感しにくい状況が見られる。 ◇ また、中間処理業者においても、約2割の事業者が産業廃棄物税制度を「知らない」と回答しており、全量リサイクルにより税負担していない事業者が多いことが考えられる。 ◇ なお、半数程度の事業者において、税制度による効果が分からないとする状況が見られる。 ◇ すお、半数程度の事業者において、税制度による効果が分からないとする状況が見られる。 ● 再生利用率は近年、横ばいとなっている。(再掲)		

<今後のあり方>

- ◎ 一部の事業者において、税制度が把握されていないことや税制度による効果が分からないとする状況も見られることなどから、事業者に対して効果的な周知を図る必要がある。
- ◎ 最終処分量が長期的には減少傾向にある等、税制度には一定 の効果が見られるものの、再生利用率を高めるための効果的な 対策が求められる。

検討項目	検討結果		
	 <現状分析> ○ 産業廃棄物税を財源に、①「発生抑制・再使用及び再生利用の促進」、②「最終処分場の設置促進」及び、③「適正処理の推進」を実施している。 ○ 産業廃棄物税に関するアンケート調査では、現行の3つの税の活用施策を積極的に進めるべきとの回答が94.5%であった。中でも、①「発生抑制・再使用及び再生利用の促進」が一番多く(48.2%)、次いで②「最終処分場の設置促進」(23.8%)、③「適正処理の推進」(22.5%)の順であった。 		
③ 使 途	〈課題〉 ◇ 3 Rの促進では、引き続き、廃棄物の発生抑制や循環利用を進め、脱炭素化にも寄与するサーキュラーエコノミーへの転換を図る必要がある。 ◇ 引き続き、最終処分場を安定的に確保するため、現行の衣浦港3号地最終処分場設置の際には、周辺地域の理解・協力を得るために税収を活用した。に代わる最終処分場を安定的に確保するため、新たな公共関与最終処分場は設置に際しても、計画的に整備を進めていく必要があるが、その設置に際しては、周辺地域の理解・協力を得るための対応が必要となる。 ◇ 不法投棄等の不適正処理の未然防止のため、監視・指導を適切に行う必要がある。		
	 ◇ 3 Rの進展や公共関与最終処分場の搬入抑制などによる最終処分量の減少に伴い、税収減が見込まれる。(再掲) <今後のあり方> ◎ 引き続き3 Rの促進につながる事業を進めるとともに、サーキュラーエコノミーへの転換を図り、資源生産性、循環利用率を高めるとともに、脱炭素化にも繋がる取組を推進することが重 		

要である。

- ◎ 公共関与による新たな最終処分場の設置に際しては、周辺地域の理解と協力を得るため、限られた税財源の中で環境改善、地域整備等への地域からの期待に対して、どのように対応できるか等について考慮する必要がある。
- ◎ 適正処理の推進では、引き続き、不適正処理の未然防止に努めていく。
- ◎ ただし、今後の税収減が見込まれる状況にあることを踏まえ、 必要な施策に、限られた財源を重点的かつ効率的に充当してい く必要がある。

以上のとおり、現状分析した結果からは、産業廃棄物税制度について、排出事業者が納税を実感しにくい等の状況があるものの、現行の税制度は一定の効果があったものと推察され、税収の使途や税率、課税方法等について、概ね受け入れられている状況にあると言える。

一方、最終処分量の減少に伴い、税収減が見込まれることから、必要な施策に、 限られた財源を重点的かつ効率的に充当していく必要がある。

5 まとめ

(1)産業廃棄物税制度の今後のあり方

産業廃棄物税制度の目的は、排出者責任の原則を堅持しつつ、廃棄物の発生抑制、減量化、資源化を通じて最終処分量を削減することにある。また、産業廃棄物税制度は、経済的負担による産業廃棄物の削減に対するインセンティブ・意識付けと、税収の活用による減量化・資源化の促進や処理施設の整備促進等の施策の遂行という両面の効果を有する経済的手法として導入されたものである。

現行制度は制度開始から 19 年が経過しており、産業廃棄物税に関するアンケート調査の結果によると、税制度の認知度の低下がみられることや、近年、再生利用率が横ばいとなっている状況はあるものの、税収の使途や税率、課税方法等に加え、税制度の存続についても概ね受け入れられており、制度は定着しているものと見られる。

課税の仕組みについては、適正な申告納入が行われており、これまで訴訟等のトラブルは発生していないこと、また、事業者への指導・監視等を行う中で、不法投棄等の不適正処理による徴収漏れに関して、大きな問題が生じていないことから、適正・公平な賦課徴収が行えていると言える。

また、税制度導入以降の最終処分量は、長期的に緩やかな減少傾向にあり、このことは、事業者の排出抑制やリサイクル意識の向上とともに、産業廃棄物税を活用したリサイクル設備導入等の3Rを促進する施策による直接的な最終処分量の削減や、産業廃棄物税がもたらす最終処分量削減効果などが影響していると推察されることから、税制度は有効に機能していると言える。

廃棄物の発生抑制、減量化、資源化を通じて最終処分量を削減する取組は計画的に進められることが必要であり、引き続き、<mark>愛知県</mark>廃棄物処理計画の中で具体的な目標を設定し、施策の展開がなされるべきであることから、現行税制度はその枠組みを変えることなく、引き続き、施行していくことが適当であると判断する。

なお、最終処分量の減少に伴う税収減が見込まれる状況にあるものの、税収の基礎となる税率については、他自治体の状況も考慮する必要があるため、現状維持が適当と考える。一方、<mark>税収減による充当事業予算の減額</mark>最終処分量の減少や最終処分場の立地困難性、再生利用率のさらなる向上を図ること等を考慮し、将来的には、必要に応じ、税率を上げることの見直しも検討する必要がある。

税制度の存続に当たっては、今後も5年を目途に条例の施行状況等を勘案し、 改めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきである。

(2) 今後の取組

3 Rの進展や公共関与最終処分場の搬入抑制などによる最終処分量の減少に伴い、税収減が見込まれる状況にあることを踏まえ、必要な施策に、限られた 財源を重点的かつ効率的に充当することを基本とし、下記事業に取り組んでいく 必要がある。

また、税制度の認知度が比較的低い排出事業者を中心にPRや周知等を行い、 理解を得る必要がある。

○3Rの促進

循環型社会の構築に向け、引き続き発生抑制・再利用及び再生利用の3Rを促進するとともに、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型のリニアエコノミー(線形経済)から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミー(循環経済)への転換を図るため、事業者による先導的で効果的な設備導入や事業創出、技術開発への支援等、資源生産性・循環利用率を高めるとともに、脱炭素化にも繋がる取組を推進することが重要である。

○最終処分場の設置促進

最終処分場の安定的な確保は、愛知県が持続的に発展していくために必要不可欠である一方、その設置には長期間を要することから、計画的に進めていく必要がある。が、近年、民間の最終処分場の新設が困難となっているため、公共関与による新たな最終処分場の設置促進が求められており、基金として計画的に積み上げていく必要がある。いる。この最終処分場設置には長期間を要することから、計画的に進めていく必要がある。

また、これまで、衣浦港3号地廃棄物最終処分場設置に当たっては、産業廃棄物税を活用して、環境改善、地域整備等への周辺地域からの期待に応える事業を実施することで、いわゆる嫌悪施設を受け入れることに対する周辺地域の理解と協力を得るため、環境改善、地域整備等への地域からの期待に対して、てきた。

公共関与による新たな最終処分場の設置に際しても、こうした周辺地域の理解と協力を得るため、限られた税財源の中でどのように対応できるか等についても 考慮しなければならないする必要がある。

○適正処理の推進

不法投棄や過剰保管等の不適正処理の未然防止や適正処理の推進に向けた指導・監視を引き続き行うとともに、不適正処理を許さない地域づくりを目指して県民、事業者、関係業界、行政等が連携・協力して不法投棄等の未然防止対策の取組を引き続き進めるを推進する必要がある。

〇愛知県環境審議会廃棄物部会検討経過

区分	開催年月日等	検 討 事 項	
諮問	令和7年1月24日	・「産業廃棄物税のあり方検討について」知事からの諮問	
付託	令和7年1月28日	・廃棄物部会に付託	
第1回	令和7年2月14日	・産業廃棄物税制度について ・産業廃棄物税充当事業について ・産業廃棄物の処理状況等について ・産業廃棄物税に関するアンケート調査結果について ・産業廃棄物税に関する検討課題について	
第2回	令和7年7月17日	・「愛知県産業廃棄物税の今後のあり方について」(素案)	
第3回	令和7年9月12日	・「愛知県産業廃棄物税の今後のあり方について」(案)	

〇愛知県環境審議会廃棄物部会構成員名簿

区分	氏 名	職業
部会長	髙橋 祐介	名古屋大学大学院法学研究科教授
委員	小林 敬幸	名古屋大学大学院工学研究科准教授
同	谷川 寛樹	名古屋大学大学院環境学研究科長・教授
同	土井 万寿美	公募委員
同	中山 惠子	中京大学経済学部教授
専門委員	奥岡 桂次郎	岐阜大学社会システム経営学環准教授
同	佐藤 雅彦	愛知学院大学薬学部教授
同	吉田 奈央子	名古屋大学未来材料・システム研究所教授

(委員、専門委員は五十音順で記載。敬称略。)